

○名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年5月30日規則第36号

改正

平成28年4月1日規則第32号

名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により名張市旧細川邸やなせ宿の施設又は設備器具を使用しようとする者は、名張市旧細川邸やなせ宿使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その使用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは名張市旧細川邸やなせ宿使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を、不適当と認めるものには名張市旧細川邸やなせ宿使用不許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の変更及び許可の取消し)

第4条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、名張市旧細川邸やなせ宿使用変更・取消申請書（様式第3号）に許可書を添えて市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書によりその内容を審査し、適当と認めるものには、使用変更申請の場合にあっては許可書を、使用取消申請の場合にあっては名張市旧細川邸やなせ宿使用取消通知書（様式第4号）を交付し、不適当と認めるものには、許可しない旨を通知する。

(遵守事項)

第5条 使用者又は入場者は、条例で定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- 1) 使用許可を受けた目的を変更し、又は付された条件に違反しないこと。
- 2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 3) 許可を受けずに館内に掲示、はり紙、釘打ち等をしないこと。
- 4) 館内を清潔に保つこと。
- 5) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外のものを使用しないこと。
- 6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 7) 使用を終えたときは火気の始末を確認し、施設の清掃及び器具の整理を行い、係員の点検を受けた後、返還しなければならない。
- 8) 前各号のほか係員の指示に従い、管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条の規定により使用料を減免できる場合は、次のとおりとする。

(1) 基本使用料と加算使用料の全部免除

- ア 市が設置した機関又は団体が、その本来の目的のための事業に使用するとき。
- イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 基本使用料の免除

- ア 市から直接補助金等の交付を受けている団体が、その本来の目的のための事業に使用するとき。
- イ その他市長が必要と認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請時に名張市旧細川邸やなせ宿使用料減免申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条第1号に規定する使用料の還付は、当該使用料に次に定める割合を乗じて得た額とする。

使用日前21日までに取消申請のあった場合	100分の100
使用日前14日までに取消申請のあった場合	100分の75
使用日前8日までに取消申請のあった場合	100分の50
使用日前7日以降に使用申請を行い、使用日の前日までに取消申請のあった場合	100分の90

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、名張市旧細川邸やなせ宿使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(造作等)

第8条 使用者が施設等を使用するために特別の設備又は造作しようとするときは、申請書にその旨を記載しておかななければならない。

(賠償)

第9条 使用者は、使用により施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたとき及び第5条第7号の点検により損傷又は滅失を発見したときは、損害について賠償の方法及びその額を決定し、期日を指定して使用者に賠償させるものとする。

3 使用者は、第5条第7号の点検をしなかったことを理由として賠償を拒むことができない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第32号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

名張市旧細川邸やなせ宿使用許可申請書

年 月 日

名張市長 様

団体名
住 所
氏 名
電話番号 () -

下記のとおり使用したいので、許可願いたく申請します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
使 用 施 設	母屋和室(店の間) 6畳	母屋和室(中の間) 8畳	
	母屋和室(奥の間) 8畳	物産棟 中蔵	
	屋外貸出用スペース()		
使 用 目 的			
入場料徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有	1人1回	円 <input type="checkbox"/> 無
使 用 人 数	人	使用責任者	
造作の有無・内容			
使 用 備 品	借用分	持参分	

受付

※基本使用料	円
※電灯料	円
※冷暖房料	円
※設備使用料	円
※合計	円

注：※欄は、記入しないこと。

名張市旧細川邸やなせ宿使用(不)許可書

許可番号 号
年 月 日

申請者 様

名張市長

下記のとおり使用について、(不)許可します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
使 用 施 設	母屋和室(店の間) 6畳 母屋和室(奥の間) 8畳 屋外貸出用スペース()	母屋和室(中の間) 8畳 物産棟 中蔵	
使 用 目 的			
入 場 料 徴 収 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	1人1回	円 <input type="checkbox"/> 無
使 用 人 数	人	使 用 責 任 者	
造 作 の 有 無 ・ 内 容			
許 可 条 件 (不 許 可 理 由)			

注意事項

1. 節電及び節水に努めてください。
2. 清掃、整理整頓、消火及び消灯をしてください。
3. 破損した場合は、速やかに連絡し、申請者で弁償してください。
4. 使用前及び使用後は、事務所まで連絡してください。
5. 使用時間は守ってください。

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

名張市旧細川邸やなせ宿使用変更・取消申請書

年 月 日

名張市長 様

団体名
住 所
氏 名
電話番号 () -

年 月 日付け第 号で許可を受けました名張市旧細川邸やなせ宿の使用について、下記のとおり変更・取消したいので申請します。

変更・取消の理由		
変更する事項	変更前	
	変更後	
添付書類	名張市旧細川邸やなせ宿使用許可書 参考資料	
その他		
※ 処 理 欄		

注：※欄は、記入しないこと。

名張市旧細川邸やなせ宿使用取消通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

名張市長

年 月 日付け第 号で申請のありました名張市旧細川邸やなせ宿の使用取消について、下記のとおり通知します。

取 消 年 月 日	
許 可 番 号	
取 消 理 由	
使 用 料 還 付 額	
還 付 理 由	
還 付 し な い 理 由	
備 考	

- 注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

名張市旧細川邸やなせ宿使用料減免申請書

年 月 日

名張市長 様

団体名
住 所
氏 名
電話番号 () -

下記のとおり減免願いたいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
使 用 料	
減 免 理 由	
そ の 他	
※ 決 定 額	(全部免除・一部免除) 円

注：※欄は、記入しないこと。

名張市旧細川邸やなせ宿使用料還付申請書

年 月 日

名張市長 様

団体名
住 所
氏 名
電話番号 () -

年 月 日に納付いたしました使用料の還付について、下記のとおり申請します。

使 用 施 設			
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
既 納 付 使 用 料		領 収 年 月 日	
還 付 理 由			
添 付 書 類	名張市旧細川邸やなせ宿使用許可書 参考資料		
還 付 申 請 額	積 算 根 拠		円
※ 還 付 決 定 額			円
※ 取 扱 者 ・ 支 払 経 過			

注：※欄は、記入しないこと。